

## 建設工事請負契約における単品スライド条項の運用について

大阪府発注の建設工事に関して、建設工事請負契約書第 25 条第 5 項に基づき請負代金額の変更を請求する場合の運用について、次のとおり定める。

### 1 対象工事

適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事

### 2 対象となる工事資材

「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト合材類」及び「コンクリート類」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油、レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント及びコンクリート二次製品など）

### 3 受発注者の負担

資材ごとに実際の搬入時、購入時における各材料の実勢価格を用いて積算した材料価格の変動額（材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。）のうち、対象工事費の 1 %を超える額。

### 4 スライド条項の適用手続き

#### (1) 申請時期・契約変更時期

工期末の 2 ヶ月前までに請求し、工期内に契約変更。

#### (2) 証明書類の提出（増額請求の場合は必須）

実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入時期を証明する書類を提出すること。

### 5 スライド額の計算で用いる単価

#### (1) 鋼材類、アスファルト合材類及びコンクリート類

現場に搬入された月に基づく実勢価格

#### (2) 燃料類

購入された月に基づく実勢価格

注) 実際に購入した際の鋼材類の購入金額や燃料油の購入金額などの方が、実勢価格よりも低い場合は、実際の購入金額を用いる。

### 6 スライド額の計算で用いる対象数量

#### (1) 設計図書に記載された数量

#### (2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

### 7 スライド額の計算

スライドの対象となった資材について、上記 5 の単価と上記 6 の数量を用いて再積算（材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。）した変動額から、対象工事費の 1 %相当額を減じる。

注) 適用日までに部分引渡しをした工事の部分、部分払いの対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。

### 8 運用基準

#### (1) 単品スライド条項の運用基準について〔平成 20 年 7 月 24 日大阪府総務部契約局〕

#### (2) 工事請負契約書第 25 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）〔平成 20 年 7 月 16 日国土交通省〕

#### (3) 大阪府発注の建設工事において工事請負契約書第 25 条第 5 項に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合の運用基準〔平成 21 年 4 月 1 日大阪府総務部契約局〕

注) 各運用基準等に記載されている「主要な工事材料」は鋼材類、燃料油、アスファルト合材類及びコンクリート類に「消費税率」は 10 % (110/100) にそれぞれ読み替えるものとする。ただし、購入時期が令和元年 9 月 30 日以前の場合は消費税率 8 %とする。